設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間		第四十条第五項		
、設立団体の等に関係る第八項申請等事務処理業務に係る第一項第三号に掲げる業務に係る町村申請等関係事務処理業務に係る市町村申請等関係事務処理業務に係る町村申請等関係事務処理業務に係る町村申請等関係事務処理業務に係る